

## 事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地法律事務所 / 日本部

パートナー弁護士 法学博士 熊琳



## 第182回 アプリの個人情報保護管理を強化

中国では、工業情報化部、公安部、国家市場監督管理総局により合同で「モバイルアプリケーション個人情報保護管理暫定施行規定」(以下「本規定」という)の意見聴取稿が作成され、4月26日から1カ月間のパブリックコメント期間に入っています。モバイルアプリケーション(以下「アプリ」という)は、個人の生活や企業の経営ときわめて密接に関係する分野であり、この分野に対する個人情報保護管理は日系企業にも直接かつ重要な影響をもたらすため、今回は本規定のポイントを解説いたします。

## ◇多発するアプリ利用者の個人情報の不正使用

中国消費者協会が2018年8月に公表した「アプリケーション個人情報漏えい状況調査報告」の冒頭では、個人情報が漏えい、盗用、販売される事件や、迷惑・詐欺の電話やメールの被害が依然として多発している問題について、多くの消費者が懸念していることが指摘されています。この調査報告の以下の内容から、アプリ利用者の個人情報が不正利用される状況の深刻さがうかがわれます。

- I. 調査対象者のうち、個人情報の漏えいに遭遇した人は85.2%に上る。
- II. 個人情報の漏えい後に発生した状況の上位3類は、「営業電話や迷惑SMSを受けた」(86.5%)、「詐欺の電話がかかってきた」(75.0%)、「スパムメールを受信した」(63.4%)であった。
- III. 調査対象者が最も懸念する個人情報漏えいによるリスクの上位3類は、「詐欺・窃取に利用される」(70.5%)、「第三者への販売、交換」(52.4%)、「広告送信による被害」(37.7%)であった。
- IV. 個人情報漏えいの主な手段として調査対象者に認識される上位3類は、「経営者が本人の同意を得ないで収集」(62.2%)、「経営者または違法者による故意の漏えい、売却、他人への違法な提供」(60.6%)、「オンラインサービスシステムの抜け穴利用」(57.4%)であった。
- V. 調査対象者の67.2%が、アプリからプライバシー権限付与を過度に要求される状況があると認識していた。
- VI. アプリによる個人情報収集の目的として認識される上位3類は、「広告配信」(77.0%)、「個人情報の販売と交換」(45.9%)、「利用者の利用習慣を探り、よりよいサービス提供につなげる」(42.6%)であった。
- VII. アプリに個人情報セキュリティーの問題が存在する原因として認識される上位3類には、「消費者の情報保護意識の低さ」(64.0%)、「政府監督管理の不行き届き」(57.3%)、「関連する法律の未整備」(39.3%)が挙げられた。
- VIII. アプリ利用者の個人情報保護を強化することについて、調査対象者の62.3%が「特に必要」、23.0%が「必要がある」と認識していた。

## ◇本規定中の注目される重要な内容

- I. アプリで行う個人情報の収集、保存、使用、加工、伝送の活動はいずれも管理の対象となり、まとめて「アプリによる個人情報処理活動」と称する。
- II. アプリによる個人情報処理活動において順守すべき原則を示した。
  - (1) 合法かつ正当に、信義則にのっとって個人情報を処理し、利用者の同意する権利、知る権利、選択権および個人情報の安全を保障する。
  - (2) 明確かつわかりやすい表現で利用者に個人情報の処理規則を告知し、利用者が事情を十分に知ったうえで、自ら正しく意思表示ができるようにする。

(3) 明確かつ合理的な目的があり、処理範囲を必要最小限にとどめる原則を順守する。

III. 5類型の法律主体について、それぞれの義務と責任を設定した。

(1) アプリの開発運営者

(2) アプリストア、アプリ市場、ウェブサイト等のアプリ流通プラットフォーム

(3) アプリの第三者サービス提供者、すなわちアプリのためのソフトウエア開発キット（SDK）、パッケージング、補強、コンパイル環境等の第三者サービスを提供する主体

(4) スマートフォン等モバイル端末の製造メーカー

(5) インターネット接続サービスの提供者、すなわちアプリ利用のためのインターネット接続サービスを提供する電信業務のプロバイダー

IV. いかなる組織や個人も違法や規則違反の行為を告発・通報する権利を有し、かつ監督管理機関は問題やリスクのあるアプリに対し、個人情報保護検査を実施できると規定した。

V. 違法・規則違反のあったアプリおよび関係主体に対し、監督管理機関が取る措置には、是正命令、一般社会への公告、販売停止、接続遮断、販売再開、接続回復、信用管理（合同懲戒）、市場参入の禁止等がある。

#### ◇ 日系企業へのアドバイス

本規定はまだ意見聴取稿の段階ながら、アプリ分野における個人情報保護を強化するという中国政府の方針はすでに決定事項となっているため、今後も新たな法規の制定や執行の状況に注目しながら企業の対策を講じていく必要があります。

## 福斯特、プリント基板用フィルム事業に20億元

8日付の中国紙、上海証券報（15面）によると、上海証券取引所上場の高分子材料メーカー、杭州福斯特応用材料（浙江省杭州市）は7日開いた取締役会で、プリント回路基板（PCB）向け感光性ドライフィルムを増産する方針を固めた。

投資額は約20億1600万元（約342億円）。広東省江門市に工場を新設する。5年後に全面稼働予定で、ドライフィルムの年産規模は5億6000万平方メートル。主要原料のアルカリ可溶性樹脂も年2万4000トン生産する。

同社は太陽電池分野向けのEVA系封止シートやポリオレフィン系封止材で国内大手。2013年からプリント基板用フィルムの生産に乗り出した。地元杭州に置く工場（年産2億1600万平方メートル）を稼働させ、深南科技など広東省のPCBメーカーに納入している。

福斯特は今回の現地進出を通じ、PCB向けフィルム製品を増強する。（上海時事）

## 沃格光電、光学フィルムメーカー買収へ＝江西省

8日付の中国紙、中国証券報（B73面）によると、上海証券取引所上場の電子用ガラスマーカー、江西沃格光電（江西省新余市）は7日、液晶テレビやスマートフォン、タブレット端末向けの光学フィルムを生産する北京宝昂電子（北京市）を買収する方針を明らかにした。

沃格光電は、北京宝昂の株式51%を取得し、傘下に収める。株式取得額は2億0400万元（約35億円）の予定。

北京宝昂は液晶パネル大手と提携し、順調に業績を伸ばしてきた。2020年業績は売上高が2億5677万元、純利益が1017万元。

沃格光電は、液晶ディスプレーや有機EL（OLED）ディスプレー向けガラス製品で国内大手。今回の買収を通じ、ディスプレー向けフィルム製品も増強する。（上海時事）